

平成23年6月23日

株 主 各 位

石川県小松市工業団地1丁目72番地
小松ウオール工業株式会社
代表取締役社長 **加 納 裕**

第44期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度の東日本大震災に被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、本日開催の当社第44期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報 告 事 項 第44期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件
本件は、上記事業報告の内容および計算書類の内容を報告いたしました。

決 議 事 項
第1号議案 第44期剰余金の処分の件
本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき13円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
なお、変更の内容は次のとおりであります。

（下線__は変更部分を示します。）

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会

変更前定款	変更後定款
<p>第19条～第27条 [条文省略] (新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第28条～第34条 [条文省略] (新設)</p>	<p>第19条～第27条 [現行どおり] 第28条 (取締役の責任免除) <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 第29条～第35条 [現行どおり] 第36条 (監査役の責任免除) <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>

第3号議案

取締役6名選任の件

本件は、原案どおり取締役に加納裕氏、牛島覚氏、吉岡哲雄氏、木戸義朗氏、鈴木裕文氏、本彦義夫氏の6名が再選され就任いたしました。

第4号議案

監査役1名選任の件

本件は、本総会終結の時をもって辞任されました監査役熊田雅巳氏の補欠として、監査役に山本孝三氏が選任され就任いたしました。

以上

本定時株主総会終了後に開催されました取締役会におきまして、次のとおり選任され、それぞれ就任し、下記の体制で臨むこととなりました。

(取締役)

代表取締役社長	加納 裕	取締 役	木戸 義朗
取締 役	牛島 覚	取締 役	鈴木 裕文
取締 役	吉岡 哲雄	取締 役	本彦 義夫

(執行役員)

社長執行役員	加納 裕	執行 役員	熊田 雅巳
専務執行役員	牛島 覚	執行 役員	平田 保次
常務執行役員	吉岡 哲雄	執行 役員	根上 清
執行 役員	木戸 義朗	執行 役員	武居 秀雄
執行 役員	鈴木 裕文	執行 役員	中村 猛
執行 役員	本彦 義夫	執行 役員	和田 良一
執行 役員	巾下 修二	執行 役員	宇都宮康人
執行 役員	万仲 秀和	執行 役員	松本 茂
執行 役員	和田 裕		

また、本定時株主総会終了後に開催されました監査役会におきまして、次のとおり常勤監査役が選任され、就任いたしました。

常勤監査役 山本 孝三

期末配当金のお支払いについて

第44期期末配当金は、同封の「配当金領収証」をご高覧のうえ、最寄りの郵便局で払渡期間（平成23年6月24日から平成23年7月29日まで）内にお受け取りください。

なお、銀行口座振込ご指定の方には「配当金計算書」および「お振込先について」、株式数比例配分方式ご指定の方には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたのでご確認ください。

以 上